

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	施行規則を改正する趣旨はなにか。	本省令案は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（以下「入管法等改正法」という。）により、16歳未満の外国人に交付される在留カード及び特別永住者証明書の有効期間の満了の日について、「16歳の誕生日」としていたものを「16歳の誕生日の前日」に改めたことに伴って、写真が表示される在留カード及び特別永住者証明書について、有効期間の満了の日を「16歳の誕生日の翌日」以降の日として交付することとしていたものを、「16歳の誕生日の日」以降の日として交付することとしたもの。
2	市町村への情報通知について、いつの情報がどのように齟齬なく実施されるのか。	住民基本台帳法の規定に基づき、出入国在留管理庁長官は、外国人住民について氏名等の変更の届出がなされた場合や在留資格の変更・在留期間の更新の許可等により新たな在留資格や在留期間が決定されるなどした場合には、遅滞なく、情報連携システムにより、これらの情報を市町村に通知することとしている。
3	本改正によって、在留カードに記載された在留期限とマイナンバーカードの有効期限に齟齬は生じないという理解で良いか。特に今回の改正によって在留カード等の「有効期限」が誕生日の前日となる方について、マイナンバーカードの「有効期限」は在留カード等と同様に誕生日の前日となるか。	本省令案は、入管法等改正法により、16歳未満の外国人に交付される在留カード及び特別永住者証明書の有効期間の満了の日が変更されることに伴い、写真が表示される在留カード及び特別永住者証明書について、有効期間の満了の日を16歳の誕生日の日以降の日として交付することとしたものであって、在留期間の満了の日を変更するものではないことから、マイナンバーカードの有効期間に影響はない。
4	本改正省令の施行後においても、施行日前に発行された在留カードの有効期間には変更が生じないという理解で良いか。	入管法等改正法附則第2条第1項及び第22条第1項により、施行日前に交付された在留カード及び特別永住者証明書の有効期間は、なお従前の例によることとしている。